

奨学金取扱番号	事務室－No.5	加藤山崎修学支援金	
主催団体	公益財団法人 加藤山崎教育基金		
募集人数	中・高各3名	申込先	学校事務室
校内選考	有 中・高各3名	問合せ先	森下
給付内容	給付 採用時に在学する学校を卒業するまでの期間（最大3年間） 中学生年額5～7万円 高校生年額5～10万円		
応募資格	以下すべてに該当する者 ○日本国内の学校に在学する中学生、高校生 ○前年度の全履修科目の評定値の平均が2.7以上 ○学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者 ○学校長が推薦する者（中・高各3名まで。）		
応募書類	希望者は担任まで申出てください。 申出後、申請書類等を事務室で配布します。		
その他備考等	奨学金の使途 ○学業に関する費用（授業料、学用品等） ○学校生活を送るのに必要となる費用（給食費、修学旅行費等）		
申込〆切	令和6年6月7日（金）期日厳守		
担当	学校事務室 森下		

公益財団法人加藤山崎教育基金
第 16 回（令和 6 年度）加藤山崎修学支援金 募集要項

**教育関係費の支援を特に必要とする家庭の
学習に意欲的または成績優秀な児童・生徒へ奨学金を給付します**

1. 応募資格 次の（１）～（４）のすべてに該当する者

- （１）日本国内の学校（国公立・私立を問わない）に在学する小学４、５、６年生、中学生、高校生（義務教育学校および中高一貫校も応募可能。ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。）
- （２）前年度の全履修科目の評定値の平均が２.７以上、５段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者
- （３）学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者
- （４）学校長が推薦する者（１校につき３名まで推薦可能）
（義務教育学校に関しては小学校課程（４学年～６学年に該当する児童）および中学校課程から各３名まで、中高一貫校に関しては中学校課程および高校課程から各３名まで推薦可能。）

- * 他団体等の奨学金を受給していても応募可能です。加藤山崎奨学金との併願は可能ですが、両方への採用はありません。
- * 世帯の年間所得 200万円未満を目安とします。選考は願書内容や成績、家族構成等も考慮して行いますので、所得目安は給付を保障するものではありません。また、世帯所得が目安を上回っていても応募可能です。
- * 推薦の際、校内選考時に生じうる諸事への対処は、各学校の責任において行ってください。

2. 修学支援金の使途

- （１）学業に関する費用（授業料、学用品等）
- （２）学校生活を送るのに必要となる費用（給食費、修学旅行費等）

3. 修学支援金の給付期間および給付額

給付期間	採用時に在学する学校/課程を卒業するまでの期間（最大３年間）		
給付額 (返還不要)	小学生	中学生	高校生
	年額 ５万円	年額 ５～７万円※ ¹	年額 ５～１０万円※ ¹

※¹ 給付額は選考委員会で申請内容を精査し、全体の応募状況等も考慮しながら総合的に決定します。

4. 応募方法

学校の担当者が、当財団HP内『**KYEFオンライン申請システム**（<https://www.kyef.or.jp/entry>）』から応募してください。推薦する生徒の人物や学力に関する所見、家庭状況等を**申請システム**に**入力**し、必要書類を**PDF化し登録**していただきます。

- * 郵送・メールでの応募は受け付けておりません。詳細は、別紙『オンライン申請について』をご参照ください。
- * 保護者や生徒が直接応募することはできません。

■ 必要書類 ■

書類	準備・作成者	内容
願書(保護者用)※ ²	保護者	３ページ「応募書類の作成について（児童生徒・保護者用）」の１および２参照
願書(児童・生徒用)※ ²	児童・生徒	
申請承諾書※ ²	学校長 (学校担当者)	募集要項を確認の上、学校長が記名押印
前年度の成績を証明する書類	学校担当者 もしくは保護者	成績証明書・通知表・指導要録など、 前年度 の全履修科目の成績がわかるもの (例：中学１年生の場合は、小学６年時の成績)
収入や控除に関する書類	保護者および 保護者勤務先	３ページ「応募書類の作成について（児童生徒・保護者用）」の別表参照 * 世帯により必要な書類が異なります。

※² 当財団のHP（<https://www.kyef.or.jp>）からダウンロードできます。

5. 採用予定人数

約 200 名

6. 応募期間

令和6年5月7日(火)～6月20日(木) 17:00 締切 (オンライン申請)

* 理由の如何に関わらず、締切時間を過ぎてからの応募はお受けできません。

7. 選考方法

申請内容に基づき、選考委員会で選考の上、理事会にて決定します。

8. 選考結果通知および修学支援金の給付

(1) 8月末までに、学校に選考結果を書面で通知します。

(2) 修学支援金は、原則として選考結果通知後に、卒業までの給付総額を一括して、学校長宛に送金します。(学校管理の預貯金口座への振込 または 普通為替証書での送金となります。)

(3) 学校長の責任において、本人に給付してください。原則として、毎年1回、年額ごとの給付をお願いします。

* 詳細は、給付決定後に配布される『給付説明資料』をご参照下さい。

* 選考内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

9. 贈呈式

令和 6年 10月に開催を予定しています。

* 採用された児童・生徒の中から数名を招待する予定です。(招待する児童・生徒には、学校を通して事前に招待状をお送りします。)

10. 報告

給付期間中の毎年1回(2～3月)、学校長および奨学生に『報告書』(指定様式)を、学校を通して当財団宛に提出していただきます。報告書が未提出の学校からの応募は、翌年度以降受け付けませんのでご注意ください。

11. 提出書類の取り扱いについて

提出書類は、一定期間保管した後、破棄します。

12. 個人情報の取り扱いについて

提出書類に記載された情報は、本事業に関する選考作業、選考結果の通知、贈呈式等の各種行事の案内、その他確認業務のために使用します。

■ 問い合わせ先 ■

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見1-18-6

公益財団法人加藤山崎教育基金 事務局

TEL: 03-3417-2231 FAX: 03-3417-2236

受付時間: 9:30～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

URL: <https://www.kyef.or.jp/>

E-mail: info@kyef.or.jp



**第 16 回（令和 6 年度）加藤山崎修学支援金
応募書類の作成について（児童生徒・保護者用）**

児童生徒・保護者の方は、以下の書類を準備し、学校の担当者へ提出してください
(学校から加藤山崎教育基金への応募締め切りは、令和6年6月20日(木)17:00 です)

1. 願書（保護者用）※1

保護者が手書きで記入・署名捺印してください。

2. 願書（児童・生徒用）※1

児童・生徒本人が手書きで記入してください。(電子化しますので濃くはっきりと記入してください。)

(1) 内容：将来やりたいこと、目標、勉学にどのように励んでいるか、応募した理由等。

(2) 字数：小学生800字程度、中学生1,200字程度、高校生1,600字程度。

※1 当財団のHP (<https://www.kyef.or.jp/>) からダウンロードできます。

3. 所得・控除に関する証明書類

別表を確認の上、該当する書類を提出してください。世帯により必要な書類が異なります。

* 世帯の年間所得 200万円未満を目安とします。選考は願書内容や成績、家族構成等も考慮して行いますので、所得目安は給付を保障するものではありません。また、世帯所得が目安を上回っていても応募可能です。

別表

生活保護を受給していない世帯	すべての世帯 * 就学者を除く <u>生計を一つにする家族全員分</u> を提出してください。 * 無職などの収入がない方、年金受給者、予備校生も提出が必要です。	令和6年度（令和5年1月～令和5年12月分）の下記書類のいずれか一つ 1. 所得証明書 2. 課税証明書 3. 非課税証明書 4. 特別徴収税額の決定・変更通知書 ※ <u>1～3は、自治体で取得できます。</u> 発行開始日は自治体によって異なりますので、お住まいの自治体に確認の上、取得してください。 ※ 源泉徴収票は不可
	給与・公的年金以外の収入がある世帯 (自営業、不動産所得、配当等)	令和5年分の確定申告の控え
	令和5年と令和6年で年間収入に変更が見込まれる世帯 (就職・転職・退職等)	年間収入(見込)額記載書 年間収入の変更がある家族の人数分、提出が必要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳（写） 精神障害者保険福祉手帳（写） 療育手帳（写） 等
生活保護を受給している世帯	すべての世帯	生活保護決定通知書 または 生活保護受給証明書 * 収入に関する証明書の提出は不要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳（写） 精神障害者保険福祉手帳（写） 療育手帳（写） 等

* (写) の記載のない証明書類も、写しの提出でも問題ありません。